（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第十四条　有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条―第十七条」を「第十三条―第十六条」に、「第十八条―第二十条」を「第十七条―第十九条」に、「第三章　雑則（第二十一条）」を「第五節　標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十一条―第二十三条）　第六節　標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十四条・第二十五条）　第三章　雑則（第二十六条）」に改める。

第二条第十四号及び第十五号を削る。

第五条第一項中「場合」の下に「（第二十条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に限る。）」を加える。

第六条第一項ただし書を削る。

第九条中「第十四条及び第十八条」を「第十三条及び第十七条」に改める。

第十条第一項中「及び第十三条」を削る。

第十三条を削る。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「放送等」の下に「（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「あっては、」を「あっては」に改め、同項を同条第一項とし、同条を第十六条とする。

第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二章第五節及び第六節を削る。

第二十六条第一項第五号及び第六号を削り、同条を第二十条とする。

別図第六及び別図第七中「第16条」を「第15条」に改める。

別図第八中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別図第九から別図第十一までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（省令の廃止）

2　次に掲げる省令は、廃止する。

一　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）

二　標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号）

三　標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）

四　標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）

（経過措置）

3　登録一般放送事業者が行う有線テレビジョン放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準については、第十四条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

告　　示

○総務省告示第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

表4の項中「5,950kHz」を「5,900kHz」に、「7,100kHz」を「7,200kHz」に、「7,300kHz」を「7,450kHz」に、「9,500kHz」を「9,400kHz」に、「11,650kHz」を「11,600kHz」に、「12,050kHz」を「12,100kHz」に、「13,600kHz」を「13,570kHz」に、「13,800kHz」を「13,870kHz」に、「15,600kHz」を「15,800kHz」に、「17,550kHz」を「17,480kHz」に、「170MHzを超え」を「207.5MHz以上」に、「770MHz」を「710MHz」に改める。

○総務省告示第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

第1の2⑴ウを削り、同⑴ヰ中「デジタル放送（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。）」を「テレビジョン放送」に改め、同ヰ㈠中「470MHzから770MHzまで」を「470MHzを超え770MHz以下」に、「テレビジョン放送」を「もの」に改め、同ヰを同⑴ウとし、同2⑶中「（第5において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す。）」を削る。

第1の3中「6」を「4」に、「13」を「10」に、「第9」を「第7」に改める。

第1の4及び5を削る。

第1の6⑷及び⑸を削り、同6を第1の4とする。

第1中7を削り、8を5とする。

第1の9中「又はテレビジョン放送」及び「（標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の基幹放送局の空中線電力は、その基幹放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一）」を削り、同9を第1の6とする。

第1の10中「5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまで」を「5900kHzを超え6200kHz以下、7200kHzを超え7450kHz以下、9400kHzを超え9900kHz以下、11600kHzを超え12100kHz以下、13570kHzを超え13870kHz以下、15100kHzを超え15800kHz以下、17480kHzを超え17900kHz以下、21450kHzを超え21850kHz以下及び25670kHzを超え26100kHz以下」に改め、同10を第1の7とする。

第1の11中「から」を「を超え」に、「まで」を「以下」に改め、同11を第1の8とする。

第1中12を9とし、13を10とする。

第1の14中⑵及び⑶を削り、⑷を⑵とし、同14⑸中「（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）」を削り、同14を第1の11とする。

第4の1の表中

東　京		82.5	10

を

東　京		82.5	7

に、

東　京	80.0	10	
	81.3	10	

を

東　京	80.0	10	
	81.3	7	

に改める。